

カートリッジに活性炭を詰める工程で特許を取れるか

株式会社ハルミズ様 ご相談の対象：フィルターのカートリッジに活性炭を詰める工程（詰める順番と締め付けの手順）
貴社の状況：創業2年目のD2Cブランドです。いまは貴社だけで製造していますが、12月1日から製造の一部を外部の工場に委託する予定で、委託先はまだ決めていません。
2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月21日時点）。
※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品は架空／他社の特許の記載は実在）。

取れる余地があります

根拠

今回調べた範囲では、どの会社も、活性炭を詰める順番と締め付けまでは公開していません。

判断

下の「3」の材料をもとに、特許とノウハウのどちらで守るかをご検討ください。

1. 何を調べて、何と比べたか

調べた範囲 日本の特許と実用新案の公報、各国の特許公報、出願や権利がいま生きているかの特許庁の記録、論文、メーカー各社が公開している技術情報を調べました。延べ107件を見て絞り込み、近い2件は原文まで読みました。

2. 見つかった他社の特許

特許の番号	名称	権利者・出願人	どこが近いか・いま権利が生きているか
特許第5927881号	浄水カートリッジの製造方法	東レ株式会社	詰める工程そのものが特許になっている例です。2016年に登録され、最長2031年まで効力があります。
特許第6669579号	浄水カートリッジ	三菱ケミカル・クリンスイ株式会社	カートリッジの構造で特許になっている例です。2020年に登録され、最長2036年まで効力があります。

3. 特許かノウハウかを定める材料（取れる見込み・守れるところ・どちらで守るか）

特許を取れる見込み

取れる余地があります。

調べた中でいちばん近いものでも、貴社が活性炭を詰める順番や締め付けの手順とは違います。ただし特許になるかは、この順番と締め付けで何がよくなるかで決まります。審査では、順番の入れ替えや締め付けの強さの調整だけだと、ありふれた工夫とされやすいところです。

どこが特許で守れるか

守れる範囲は、順番と締め付けの手順を請求項にどう書けるかで決まります。

他社が順番を入れ替えたり締め付けを少し変えたりしても権利範囲に入るように、出願の前に当所が請求項の書き方を詰めます。また、製品から工程を突き止められないなら、他社が同じ工程を使っていることを証明するのは難しくなります。

特許で守るか、ノウハウとして守るか

ノウハウとして守れるのは、製品から言い当てられない場合だけです。

特許なら、製品や取引先向けの資料に「特許取得済み」と表示できます。投資家や取引先は番号で確かめられます。ただし出願した内容は、原則として出願から1年6か月で公報に載ります（特許にならなくても載ります）。特許は原則として出願の日から20年で終わります。ノウハウは期限がなく隠せますが、「秘伝の製法」と書いても裏は取れず、見せる人を限る手間と費用がかかります。

4. 決めること・すること

貴社が決めること | 11月13日までに
この工程の特許で守るか、ノウハウとして守るかをお決めください。ノウハウとして守るなら、12月1日からの委託のしかたは次の2つです。
①手順書を渡して委託する方法
②手順書を渡さない形に工程を分ける方法
活性炭を詰める工程だけを貴社に残せるなら②、残せないなら①です。特許で守る場合も、出願より前に手順書を渡すなら①と同じ取り決めが必要です。

貴社がすること
10月31日までに 活性炭フィルターの作り方に詳しい技術者で手順書を知らない方に、通常の方法で製品を調べてもらい、詰めた順番と締め付けの強さを言い当てられたかと、かかった時間を記録してください。簡単に言い当てられる工程は、営業秘密として守れません。言い当てられた場合は、これまでに売った製品で工程がすでに知られていたことになり、今から出願しても特許を取れないおそれがあります。その場合はすぐにご連絡ください。
11月20日までに ノウハウとして守るなら、秘密として管理する体制を整えていただきます。何が要るかは貴社の作り方で変わるので、ご連絡ください。
11月27日までに 手順書を渡して委託するなら、委託先を決め、当所が告示する事項を入れた取り決めを結んでから渡してください。

当所がすること
11月20日までに 特許で守るなら出願手続のお見積りと時期の目安を、ノウハウとして守るなら①は取り決めに入れる事項を、②は工程の分け方の案を、書面でお渡しします。
毎月 他社が貴社と同じ工程について出願していないかを、公報で確認します。
見直し 製造の委託先が決まったとき、製品から順番と締め付けを言い当てられたとき、同じ工程の他社の出願が公開されたときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡しします。

Q. 特許とノウハウ、どちらを選べばよいですか
貴社に決めていただくのは2つです。①この工程の順番と締め付けを、公報でだれもが読める形にしてよいか。②他社に特許を取られる前に、貴社が先に取っておきたいか。①が『いいえ』ならノウハウです。『はい』なら、特許とノウハウのどちらにするかを、特許を取れる見込み・守れる範囲・費用を比べてお決めください。ノウハウを選ぶ場合、順番と締め付けは、社内に持っているだけでは法律上の「営業秘密」になりません。上の「4」にある11月20日の体制づくりが必要です。ノウハウを選ぶと、他社があとから同じ工程を出願して特許を取った場合でも、その出願の時点で貴社が日本国内でこの工程を使っていたか、使う準備をしていたと証明できれば、使い続けられます（先使用权）。使い続けられるのは、その時点で使っていた詰める順番と締め付けの手順です。作る量を増やしたり機械を替えたりしても、この順番と手順が同じなら使い続けられます。12月1日から委託先の工場で作る場合も、

委託先が貴社の指示どおりに貴社の製品だけを作るなら、貴社が使い続けていることになります。証明には、日付入りの手順書と製造記録が必要です。

<この書面の前提と、言えないこと>

- 前提

この書面は、製品を分解しても工程を言い当てられないこと（貴社のご説明）と、委託先がまだ決まっていないことを前提にしています。この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。
- 調査記録

調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確認られるデータも添えます）。
- 見えていないもの

出願は原則として1年6か月たつまで公開されず、その間は当所でも確認できません。同じ内容の出願がすでにあるかもしれません。今回していないこと：製品から工程を言い当てられるか（上の「4」で貴社に確かめていただきます）。この書面では扱っていないこと：貴社の工程が、見つかった2件の特許を侵害しないか（ご希望があれば別途お調べします）。
- 言えないこと

特許になることを保証するものではありません（最終的に判断するのは特許庁です）。鑑定書、出願の手続、取り決めの文面の作成は、別途お見積りいたします。

知育特許事務所 弁理士 米田 恵太 / 日本弁理士会登録番号第16197号